

# 業務委託契約書

1. 委託業務の名称

2. 業務委託期間 自  
至

3. 業務委託料

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

〔 ( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

4. 契約保証金額

上記の委託業務について、発注者 山武郡市広域水道企業団 企業長  
と受注者

とは、別添の業務委託契約約款の定めるところにより委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 千葉県東金市家徳361-8  
山武郡市広域水道企業団  
氏名 企業長 印

受注者 住所  
氏名 印

## 別添（業務委託契約約款）

### （総則）

第1条 受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の業務委託期間内（以下「履行期限」という。）において頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 この約款及び前項の「仕様書」に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

### （業務主任技術者）

第2条 受注者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮、監督を行う者。）を定め、発注者に通知するものとする。業務主任技術者に異動があった場合も、同様とする。

### （業務工程表）

第3条 受注者は、契約締結の際、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められた場合は受注者と協議するものとする。

### （契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

### （権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

### **(再委託等の禁止)**

第6条 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### **(監督職員)**

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### **(委託業務の調査等)**

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等につき調査し、又は報告を求めることができる。

### **(委託業務内容の変更等)**

第9条 発注者は、必要があると認める場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

### **(期間の延長)**

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

### **(損害のために必要を生じた経費の負担)**

第11条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するもの

とし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定める。

#### (履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た金額とする。

3 発注者の責めに帰する理由により第14条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で遅滞利息の支払いを請求することができる。

#### (検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、受注者の負担により遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

#### (委託料の支払い)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

#### (瑕疵担保)

第15条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第13条第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。

ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与

品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### **(発注者の解除権)**

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 故意に作業を粗雑にしたと相当の理由に基づき認められる場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の既済（既納）部分が可分のものである場合は検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既済（既納）部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

#### **(違約金)**

第17条 前条の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

#### **(秘密の保持等)**

第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

#### **(個人情報の保護)**

第19条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### **(法令遵守)**

第20条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

#### **(補則)**

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第4 受注者は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (事務従事者への周知)

第5 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (個人情報の目的外利用又は提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取扱う業務を第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 受注者は、発注者が別に指示した場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

### (事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。